「慰安婦」問題の教科書掲載に関する再質問主意書

提出者

高市

早

苗

## 「慰安婦」問題の教科書掲載に関する再質問主意書

が 用されてい 私 「強制連行された」と解釈できる表現が使われていることを取り上げた。 は、 平成九年十 る複数の中学校社会科・歴史の教科書に、 月六日に 『慰安婦 問題 の教 科 :書掲載に関する質問主意書』 「従軍慰安婦」なる用語 が使われていること、 を提出 本年度より使 慰安婦

おり、 科用! 柄を特別 ないこと」「未確定な時事的事象について断定的に記述しているところはないこと」等の規定との整合性に 図 これらの記述と義務教育諸学校教科用図書検定基準 図 書 0 その 書の内容は 内 に 強調 能 容に児童 力からみて程度が し過ぎていたり、 (以 下 生徒がその意味を理解するのに困難であ 「図書の内容」という。)は、 高過ぎるところ又は低過ぎるところはないこと」「図書 面的な見解を十分な配慮なく取り上げていたりするところはないこと」 (平成元年四月四日・文部省告示第四十三号)の その学年の児童 ったり、 誤解したりするおそれ ・生徒の心身の発達段階に適応 の内容に、 . (T) あ 特定 る 表現は して の事 「教

した。 これに対して平成九年十月二十四日に橋本龍太郎内閣総理大臣より衆議院議長に送付された答弁書を拝受 答弁内容に対して、 以下の事項について質問する。

つき質問したものである。

答弁書には、歴史教科書の検定は、「検定の時点における客観的な学問的成果や適切な資料等に照らし

て審議された結果に基づいて行われるものである」とある。

各教科書には次の記述が見受けられる。

日本書籍 「慰安婦として従軍させ」

(二六四ページ)

東京書籍 「従軍慰安婦として強制的に戦場に送りだされた若い女性も多数いた」

(二六三ページ)

大阪書籍 「朝鮮などの若い女性たちを慰安婦として戦場に連行しています」

(二六〇~二六一ページ)

教育出版 「多くの朝鮮人女性なども、 従軍慰安婦として戦地に送り出された」 (二六一ページ)

清水書院 「朝鮮や台湾などの女性のなかには戦地の慰安施設で働かされた者もあった」

(二五九ページ)

日本文教出版 「慰安婦として戦場の軍に随行させられた女性もいた」

(二五二ページ)

ここで「従軍慰安婦」という用語と「強制連行」を印象付ける表現に関する検定審議に限って、次の点

を明らかにされたい。

- 1 答弁書で言う「検定の時点」とはいつか。
- 2 答弁書で言う「客観的 な学問的成果」とは、 具体的に何を指すか。
- 3 平成九年三月十二日の参議院予算委員会において、小山孝雄委員の質問に対して、平林内閣外政審議

室長が 「従軍慰安婦に関する限りは強制連行を直接示すような政府資料というものは発見されませんで

した」と答弁している。

それでは、答弁書で言う「適切な資料」 とは何か、 資料名を具体的に示されたい。 また、 その資料を

「適切」と判断した根拠は何か。

- 4 答弁書には 「審議され た結果」 とあるが、それを検討するために、 審議 の議事内容を開示していただ
- きたい。 もしも、 議事 録入手に手続きが必要な場合は、 その方法を教えてほ しい。

「慰安婦」に関する記述について、答弁書では「平成五年八月の政府調査結果等種々の調査研究が発表

されていること」「この問題が社会的に広く取り上げられていること」などから「その記述が認められ

た」としているが、次の点を問う。

- 1 ここで言う「種 々の 調査研究」 とは具体的に何を指すのか、 全て明示されたい。
- 2 平成九年三月十二日 の参議院予算委員会にお ζ) て、 平林· 内閣 外政 審 議室 一長が、 平成了 五. 年八月 の政 府 調

査結果について、 「政府の発見した資料の中 には 強制連行を直接示す記述は見当らなかった」「ほ か 0)

証 言、 資料等も含めて総合的に強制的な要素があった」「個々の証言を裏付ける調査は行わなかった」

ことを明らかにしている。

政 分府は、 現時点においても、 平成五年八月の政府調査結果の事実における信憑性に確信を持っている

か。

- 3 平 林内閣外政審議室長が明らかにした平成五年八月の政府調査結果の実態を踏まえた上で、 次回検定
- 審 議 にお いて、 教科書の 「慰安婦連行の強制的要素」 を示す記述は新たな視点で検討されるべきと考え

るかどうか。

4 答弁書では「この問題が社会的に広く取り上げられている」としているが、私は、この 問題が社会的

に広く取り上げられている中に、「従軍慰安婦」という用語そのものに否定的な考え方や連行の強制 的

要素を否定する考え方も多く存在すると認識している。

政 分府は、 これらの否定的な見解についても勘案するべきとは考えないのか。

三 答弁書には 「従軍慰安婦という用語 につい ては、 辞書等にも広く収録されるなど、広く社会一般 に用 ζ)

5 れていることから、 教科書においてもこの用語を許容しているところであり、 検定は適切に行わ れたも

のと考えている」とあるが、次の点を問う。

1

主要辞典の中で、 「日本国語大辞典」 (小学館)、 「大辞泉」 (小学館)、 「万有大百科事典」

介

学館)、 「ブリタニカ国際大百科事典」 (TBSブリタニカ) では、「慰安婦」という項目はあっても

従軍 慰安婦」 という用語は収録されて ( ) ない。

広 「辞苑」 (岩波書店) では、 平成四年に宮澤首相が慰安婦問題で韓国に謝罪 した後の平成四年

月発行の第四版第二刷から 「従軍慰安婦」 という用語を収録してい るが、 第四 版第一刷 (平成三年十一

月発行) までは収録されていなかった。 「大辞林」 (三省堂) でも、 第一版 (昭和六三年十一 月発行)

では記述されていなかった 「従軍慰安婦」 の用語が第二版 (平成七年十一月発行) から突然収録された

が、「女子挺身隊」と混同した誤った説明がなされている。 「国史大辞典」 (吉川弘文館)、 「世界大

百科事典」 (平凡社)、「日本史大事典」 (平凡社)でも「女子挺身隊」 と混同 して 「従軍慰安婦」 لح

いう用語を説明している。

るなど、 以 上のように、 広く社会一般に用いられている」 辞書によって 「従軍慰安婦」 状況にあるとはとても考え難いが、改めて政府の状況認 という用語の扱いはまちまちで、 「辞書等にも収録され 識 を

問う。

2 その用語が辞書等に収録されることをもって教科書における使用を許容するのであれば、 政府は 辞

書の記述が正確」であることに責任を持てるのかどうか。

3 例えば、 平成九年三月十二日の参議院予算委員会で、 平林内閣外政審議室長が 「慰安婦と女子挺身隊

は全く異なるもの」と答弁しているが、「大辞林」 (三省堂) では 「従軍慰安婦」 について 「朝鮮 など

アジアから女子挺身隊の名で動員され、 兵士相手に慰安所で性の相手となることを強要された女性た

(吉川弘文館)、

「世界大百科事典」

(平凡社)、

「日本史大事

典」(平凡社)でも同様の混同が見られる。

ち

と説明している。「国史大辞典」

政 の府見解と異なる内容の辞書も存在する現状で、 教科書における用語許容の理由の一つとして「辞書

等 への収録」 を挙げられた答弁に納得しかねるが、 この点についてどう考えるか。

- 4 第二次世界大戦中に 「従軍慰安婦」 という用語は、 広く社会一般に用いられていたと考えるか。
- 5 従軍 慰安婦」 という用語 が 「広く社会一般に用い られてい る と政 府が 理解 したの は 1 つ か 5 か。

兀 「従軍慰安婦」という用語について、 答弁書では 「従軍とは、 軍隊に従って戦地に行くことを言 軍

人、 兵士等軍に所属する人が軍隊と共に戦いに行くことという意味のほかに、兵士でない者が軍隊に っい

て戦 地に行くことという意味があるとされているところである」と記してある。

例えば、「従軍看護婦」 は、 法令上の用語ではないが、 軍属たる身分を有するので 「従軍 という

呼称 0 使用 は当然と考える。 また、 「従軍神職僧侶教師」 ならびに 「従軍記者」 は、 軍 ・属では、 ない が 法

令で定め られた身分に基づき、 指定された部隊に配属され、 軍 の規律に服 したことから 従 軍 0 呼

称は問題ないと思う。

これ に対して、 「慰安婦」 は、 軍属でもなければ、 法令によって「従軍」したものでもない。 軍 隊 の駐

屯 地 周 辺に開設された戦地娼家であった慰安所において、 接客を生業とする従業員として雇用された者に

過ぎない。

1 以上のことから、 例えば「従軍商人」といった呼称が使われていないのに、 商業行為をしていた者の

中で慰安婦にのみ 「従軍」 を付けることは、 いかにも不自然な感じを受けるが、 そうでないと判断する

理由は何か。

2 従 軍 慰安婦」 という呼称は、 「従軍 看護婦」 「従軍神職僧侶教師」 「従軍記者」が担った公的な

従軍」の実質が無いにもかかわらず、これらと同様の 「従軍」をしたものと混同・誤解される恐れが

大いにあり、 検定基準の 「図書の内容に、 児童・生徒がその意味を理解するのに困難であったり、 誤解

L たりするおそれのある表現はないこと」という規定に整合しないと考える。 改めて政府の見解を問

う。

3 ここに例示 したも の以外で、 「兵士でない者が軍隊について戦地に行くこと」をもって 「従軍

と呼称されている例を全て列挙願いたい。

五. 多くはまだ性体験その ŧ のがないはずの中学生に対し、 軍の慰安婦という極めて難しい 性 の問題を

あえて教科書で取り上げ、 学校教育の場で教師が教えることは、「その学年の児童・生徒の心身の発達段

階に適応しており、 その能力からみて程度が高過ぎるところ又は低過ぎるところはないこと」という検定

基準の規定に整合しないのではないかと質問した。

これに対する答弁書には、「中学生の心身の発達段階にか んがみ れば、 中学生が先の大戦 の悲惨な状況

を学習する際 の歴史的事象の一つとして理解することは可能であると判断されたところである」と記され

ていたが、次の点を問う。

1 「慰安婦」に関する記述について「歴史的事象の一つ」としているが、 改めて確認するが、 政府は、

平成九年度の各教科書にある「従軍慰安婦」なる用語と連行の強制的要素を示す表現について「歴史的

事象の一つ」と断定しているのか。

2 慰安婦」 は、 あくまでも歴史的事象の一つであり、 性の問題とは無関係と考えているのか。

3 「慰安婦とはどういう女性であるか」と生徒から質問があった場合、 教師はどう答えるのが好ましい

と考えるか。

4 「中学生の心身の発達段階にかんがみれば」とあるが、 政府が考える「現在の中学生の心身の発達段

階」とはどのようなものか。

5 政府が把握する「中学生の心身の発達段階」の根拠は何か。

6 前 回 の教科書検定時に較べて、 中学生の心身の発達段階に変化はあったか。

7 文部省の中学校学習指導要領では、 社会科の目標について、「広い視野に立って、 我が 玉  $\mathcal{O}$ 国土と歴

史に対する理解を深め、 公民としての基礎的教養を培い、 国際社会に生きる民主的、 平和 的 な国 社

会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う」と記している。 歴史的分野の目標については、「 我が

玉 の歴史を、 世界の歴史を背景に理解させ、それを通して我が国の文化と伝統の特色を広い視野に

立って考えさせるとともに、 国民としての自覚を育てる」と記している。

自国 「の歴史を学習して」という中学生のレポートに 「自分の国がいやになってしまう」「日本とい

う国はアジアの中で一番野蛮な国なのだ」などと書かれている現状を知るにつけ、 文部省学習指導要領

の目指す目標は達成できていないと感じる。

本年度使用され てい る教科書の 「慰安婦」 に関する記述内容は、 前記の文部省学習指導要領の目標達

成に寄与するものと考えているのか。

右質問する。